○農林水産省告示第三百二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、平成十二年八月三十一日農林水産省告示第千百六十三号（特殊肥料の品質表示基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月九日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２　遵守事項 １　表示事項の表示の方法 第１に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。 ⑴～⑹　（略） ⑺　原料 ア・イ　（略） ウ　生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の２の⑴に定める動物由来たん白質であって、同⑴の表の第２欄に定める確認ゼラチン済等以外のものをいう。）が使用されたものについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。 ㋐・㋑　（略） エ～キ　（略） ⑻　（略）	第２　遵守事項 １　表示事項の表示の方法 第１に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。 ⑴～⑹　（略） ⑺　原料 ア・イ　（略） ウ　生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の２の⑴のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が使用されたものについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。 ㋐・㋑　（略） エ～キ　（略） ⑻　（略）

附　則

この告示は、平成三十年二月九日から施行する。

○国土交通省告示第百四十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十八条の三第三項、第四十一条第三項、第四十一条の三第三項及び第五十八条並びに装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（走行装置） **第11条**　（略） ２　（略） ３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項に掲げる基準とする。 一　（略）	（走行装置） **第11条**　（略） ２　（略） ３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項に掲げる基準とする。 一　（略）